

令和7年度
第2回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和8年2月20日（金） 18:30～19:30	
出席者	協議会委員	西内委員長、土居副委員長、山岡委員、田中委員、溝渕委員、堀委員、利谷委員、窪内委員、公文委員
	健康福祉部	橋本部長、入木副部長、明坂福祉事務所長
	基幹型地域包括支援センター	野村所長、宮川副所長、田部係長、山崎主査、谷脇主査、浅野主査、武正
	障がい福祉課	大中課長、黒岩室長、前田係長、坂本主査、西山主査
	健康増進課	喜多係長、上甲主任
	家庭裁判所	山崎書記官（オブザーバー）
内容	<p>会次第</p> <p>1 開会</p> <p>2 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の令和7年度中間報告</p> <p>3 想いをかなえるノートについて</p> <p>4 閉会</p> <hr/> <p>（基幹型地域包括支援センター 武正）</p> <p>定刻となりましたので、これより令和7年度第2回高知市成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター武正と申します。議事に入るまでの進行を務めますのでよろしくお願いたします。本日は審議会と協議会の2部構成となっております。最初に審議会を1時間程度行い、終了次第、協議会に移ります。終了時刻は20時30分を予定しております。なお、堀委員が到着しておりませんが、堀委員からは欠席連絡をいただいておりますので、遅れて参加すると思われます。また、オブザーバーとして、高知家庭裁判所の山崎様にご参加いただいております。続きまして、資料を確認させていただきます。令和7年度第2回高知市成年後見制度利用促進審議会の会次第、「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組に対する実績」、別添1の資料、想いをかなえるノートはございますでしょうか。資料がない方がいらっしゃいましたら、お声をおかけください。また、協議会で使用する資料は協</p>	

議会の時に確認をさせていただきます。では、開会にあたりまして、健康福祉部長橋本よりご挨拶をさせていただきます。

(橋本部長)

皆様、こんばんは。高知市健康福祉部長の橋本でございます。審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は、公私共にご多用のところ、今年度最後となります高知市成年後見制度利用促進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今年度は、委員の皆様の専門的なご知見と建設的なご助言を賜り策定しました第二期計画を実行する初年度としまして、各目標の達成に向けて取り組んでまいりました。第二期計画では、成年後見制度及び意思決定支援の啓発を重点的に取り組むとともに、新たな取組としまして受任調整会議や後見人等への支援のためのアンケート調査を開始しております。本日の審議会では、各目標の達成に向けたこれまでの取組の中間報告をさせていただきますので、忌憚のないご意見をいただければと存じます。また、委員の皆様の任期は、令和8年5月末日を持ちまして任期満了を迎えることとなります。この任期中には、審議会の開催をこの後予定していないところではありますが、委員の皆様におかれましては、本市の成年後見制度の発展のために、これまで多大なるご尽力をいただきましたこと、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。本日は、夜間・長時間の開催となり恐縮ではありますが、どうぞ活発なご議論を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

審議会の方ですが、情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただきました後にご発言をお願いいたします。それでは、ここからは西内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。西内委員長よろしく願いします。

(西内委員長)

皆さんこんばんは。夜遅い時間にご出席いただきましてありがとうございます。本日の審議会では次第にありますように、大きく二つの議題について審議並びに報告をする予定となっております。それでは次第に沿っていきたいと思います。まず、次第2の「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の令和7年度中間報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

皆様、いつもお世話になっております。基幹型地域包括支援センターの浅野と申します。令和7年度の第二期計画の中間報告をさせていただきたいと思います。座って失礼します。

まず、「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組に対する実績」の資料をご覧ください。こちらの資料を基に説明をしていきますが、右から2列目に1月末時点の実績の欄がございます。こちらにところどころ星マークをつけているところがあります。そこについては、第二期計画で重点的に取り組んでいこうと考えている制度の啓発や意思決定支援の啓発、それから新たな取り組みの受任調整会議や後見人支援のためのアンケート調査の内容を詳細に説明していきたいので、別添1の資料をつけています。詳細な説明がある別添1の資料については後で、まとめて説明をさせていただきます。

それでは、第二期計画の実績の資料に戻っていただきまして、今回の中間報告では令和8年1月末時点の実績を基に取組評価をしたものを報告させていただきます。

一番右に取組評価について記載しておりますが、取組評価としてはAが順調である。Bが概ね順調である。Cがあまり順調でないという取組評価で各項目について評価しております。

まず、基本目標の(1)成年後見制度の普及促進についてです。

基幹型の市民向けの普及啓発の実績としましては、普及啓発ツールを用いて成年後見制度の普及啓発を18,382人にしました。その他にも②あかるいまち、③ホームページへの掲載、⑥Lico ネット等を活用し、当初の計画のとおり、情報発信できましたが、④、⑤のLINEや電光掲示板については1月末時点では情報発信ができていませんが、本日時点では情報発信ができています。1月末時点での実績でいうと計画とおりでできていないものもありましたので、評価はBとしておりますが、最終の報告ではAになる見込みです。

支援者向けの普及啓発のところですが、計画では年1回となっておりますが、実績としては2回行うことができましたので、A評価としています。

次に、障がい福祉課の普及啓発についてです。市民向けの普及啓発では、療育手帳の18歳更新時に成年後見制度のリーフレットを配布しております。他にも障がい福祉課の窓口で成年後見制度のリーフレット等を設置し、相談希望者がいた場合は随時対応を行ってきました。こちらは概ね順調であるということで取り組みの評価はBとなります。

支援者向けの普及啓発については、相談支援事業所事務連絡会で障がい者虐待防止・権利擁護研修を計画のとおり1回実施し、53名の方が参加しておりますので、評価はAとしております。

次に、健康増進課の啓発についてです。健康増進課の市民向けの普及啓発については、①高知市家族連合会で家族を対象にした普及啓発を計画のとおり、1回実施しております。②ですけれども、精神科病院院内説明会で精神障害者を対象にした普及啓発についてですが、こちらは年度内の開催に向けて調整中です。③については計画のとおり実施しており、精神障害者保健福祉手帳の発送に合わせた成年後見制度を説明するしおりの送付を1,975件行っています。こちらの評価もおおむね順調ということでB評価としております。

支援者向けの普及啓発については、障がい福祉課と同様で、研修を1回実施しており

ます。それともう一つ、精神科病院職員向けに普及啓発を年1回の実施のところ2回実施しており、A評価としています。

次が中核機関の多職種による普及啓発の連携支援について①専門職や家庭裁判所、行政の研修会などの共催を調整・開催支援するということでは、税理士会と地域包括支援センターと共催して5回啓発活動を行っております。②成年後見制度の普及啓発ツールの作成については啓発ツールを55,000部作成しており、計画とおりにしておりますので、こちらの評価はAとしております。

次に、多職種が連携した普及啓発について、①は基幹型が専門職と連携した研修会の開催1回ということですが、当初、家庭裁判所と連携して、地域包括支援センター向けの研修会を実施する予定でしたが、地域包括支援センターの方も年間様々な研修があるので、その兼ね合いで成年後見制度の研修は1月から3月までの実施で計画を立てようと思っておりましたが、家庭裁判所と日程の調整が合わなかったということで来年度これが実現できるように、包括に詳しく知りたい事項であったり、家庭裁判所に対して直接聞きたいことなんかをヒアリングをして、そういうような質問事項を踏まえて、どのような研修をするか検討していきたいと考えております。

次からは各専門職の方々が取り組まれた成年後見制度の啓発活動についてです。弁護士会による普及啓発についてですが年間3回、成年後見制度の啓発を行っております。

次に行政書士会コスモスによる啓発活動についてです。個別の無料相談を通年実施されたり、そのほかにも制度についてのクリアファイルを作成し配布されております。次に、司法書士会と社会福祉士会との啓発活動ですが、この2つの会が合同で、相談会を実施しております。計画のとおり行えていないところがあり、評価はBとしております。

2ページ目に移りまして、基本目標(2)成年後見制度の利用支援についてです。円滑な市町申し立ての実施についてですが、市町申し立てによる成年後見制度の利用支援については、市長申し立てが必要なものについては、随時申し立てを行っております。申し立て件数は高齢者30件、知的障がい者2件、精神障がい者2件となっております。参考までですが、令和4年から6年までの件数も載せております。

次に、成年後見制度の費用助成についてですが、報酬助成件数は高齢者13件、知的障がい者0件、精神障がい者1件となっております。こちらも参考までに令和4年から6年度の件数も載せております。次に、②国の動向等を踏まえた成年後見制度の利用支援の検討について、国の動向も随時確認しておりますが、国の第2期計画に係る中間検証報告では、厚生労働省は市町村の成年後見制度利用支援事業について、助成の対象や実績、課題を速やかに把握して、地域差を明らかにし、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘も踏まえ、国の安定的な財政支援や地域支援事業、地域生活支援事業の見直しを早期に検討すべきと報告をされております。今後も国の動向に留意をして、国の動向を踏まえた成年後見制度の利用支援の検討を行っていききたいと考えております。

市長申し立てと報酬助成については必要な方に随時適応して対応しておりますし、なん

らかの事情で市長申立てや報酬助成が必要となる方が対象となるため、数等で計れるものでもなく、評価しがたい部分もありますので、この2つについては評価なしにしております。

次に、中核機関の受任調整会議の開催についてです。①多職種が参加する受任調整会議の開催では、1回開催しております。また、受任調整会議に諮ったもの以外にも、受任調整の依頼が中核機関には来ておりました。法定後見が5件、任意後見が12件。専門職に受任した件数としては、法定後見4件、任意後見12件となっております。

次の②の適切な後見人候補者の選定では、受任調整会議を1回開催し、候補者の選定を1件しました。受任調整会議の開催をしており、検討しておりますので評価はAとなっております。

次に、受任調整の支援というところですが、①受任調整会議への事案の提出については、基幹型から事例を1件提出しております。

②の受任調整会議への参加については、受任調整会議を開催した際に、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会福祉協議会の法人後見担当と日常生活自立支援事業担当者に参加していただいております。

③本人の状態に応じた後見人候補者の協議については、受任調整会議で、1件協議を行っています。こちらの①～③まで実施計画のとおりと実施しておりますので、評価はAとしております。

次に新たな担い手の参画についてですが、①市民後見人育成研修の開催については中核機関が4回実施をしております。以下のような内容となっております。

次に②市民後見人の活躍の機会を創出するための協議及び検討についてですが、こちらは高齢者の市長申立ての事例で1件市民後見人の活用を検討しておりましたが、市民後見人の活躍の機会の創出には至りませんでした。今後は市民後見人と専門職による複数後見も含めて、市民後見人の活躍を検討していきたいと思っております。市民後見人の育成は実施していますが、現時点で市民後見人の活躍の場が創出されていませので評価はBです。

次に、基本目標（3）の包括的な相談支援体制の充実についてです。基幹型の相談窓口の周知については、基本目標1の成年後見制度の周知と同様となっているので、省略します。

障がい福祉課の方の取り組みの①も成年後見制度の啓発のところと同様のため省略させていただきます。②特別支援学校の進路相談会で相談窓口の周知については特別支援学校の進路相談会や関係機関の研修会等で相談窓口の周知を随時行っておりますので、こちらも評価をBとしております。

次に、健康増進課の相談窓口の周知についてですが、こちらも制度啓発と同様ですので、説明は省略します。次に、中核機関が行う総合相談支援体制の整備についてですが、こちらの①個別相談対応については、相談対応件数が312件となっております。②関係機関からの相談は154件。③司法専門職アドバイザーの助言については、4件アドバイザーの助言を受けておりました。内容としては、相続、信託、未成年後見、保険

金などについてのアドバイスをいただいています。こちらについては、相談対応や支援なども行っておりますので、評価はAとしております。

次に、中核機関が行う多職種との連携強化についてですけれども、こちらは地域連携ネットワーク協議会の開催をしていくというところでしたが、1月末時点では0回となっております。本日、審議会の後に協議会を実施することになっておりますが、今回のこの実績は1月末までの時点での評価となっておりますので、B評価、概ね順調であるという評価としておりますが、年度末には評価はAになる見込みです。

次に、各機関による権利擁護支援についてです。こちらの①各機関における権利擁護支援についてですが、それぞれの機関による個別支援において、権利擁護に関する支援が必要な方の早期発見に努め、成年後見制度の利用を含めた支援につなげました。また、消費生活支援センターとも連携をとっておりますし、その他にも制度の利用の需要がありそうな高知市役所の市民相談室相談センターにも制度の啓発ツールを配布して早期発見及び支援につながるよう努めてきました。

②消費生活支援センターとの連携のところについては消費生活支援センターに成年後見制度の啓発ツールを配布をして、権利擁護に関する支援の必要な方の早期発見、早期支援に努めてきましたし、消費生活支援センターから地域包括支援センターや障害者を支援している機関へ支援につなげることもあり、件数としてはおおよそ10件程度となっております。また支援者から消費生活支援センターへの相談がある場合もあると消費生活支援センターの方から伺っており、多機関との連携も図れておりますので、こちらの評価はAとしております。

次に、P3に移りまして、基本目標(4)権利擁護支援チームの自立支援についてです。中核機関が行う後見人等支援の①後見等業務の情報共有が可能な後見人等へのアンケート調査を63名に行いました。②後見人等支援内容検討中となっております。このアンケートの調査対象者以外にも、中核機関の方が後見人等4名に対して10回対応しております。

支援内容としてはこちらにあるとおりとなっております。こちらアンケートの実施も行っておりますし、今集計中ですが、後見人等の支援も現在考えていっているというところで、取り組みの評価としてはAとしております。

次に、困難事例の支援方法の協議に関しては、①②の重層的支援会議の活用や連携した支援についてですが、重層的支援会議を活用する事例がなかったため評価はなしとなっております。

ただ、既に権利擁護支援チームができていて、複合的な課題を抱えている困った事例はなかったため、この会議の活用はありませんでしたが、市長申立てを検討した方がいいのではないかと思われるような権利擁護が必要そうな事例があり、重層的支援会議が開催されたためそういった内容の会議への参加はしてあります。

次に、多職種による権利擁護支援チームの支援についての①についてです。各機関の強みを生かした権利擁護支援チームの支援体制の構築のところですが、こちらも再掲になりますが、先ほどの後見人等へのアンケート対象者以外の方にも4名の方に10回ほ

ど後見人の支援を行い、その中でも支援体制を構築しております。

②の各機関の地域連携ネットワーク協議会への参加についてですが、こちらは1月末時点では協議会の開催は0回となっております。

③困難事例の支援方法の協議についてですけれども、こちらにも困難な事例があった場合に地域連携ネットワークを開催していくようになりますが、こちらにも事例がなく、協議はしておりません。おおむねこちらの計画は順調であるとは言えますので、B 評価としておりますが、こちらにも、協議会の開催を本日行いますので、A になる見込みのものとなります。

次に、基本目標(5)意思決定の普及促進についてです。こちらの基幹型の市民向けの普及啓発については、①2,493 人に、想いをかなえるノートを配布することができました。

その他にもあかるいまちで、ホームページ、Lico ネットでは1回情報発信しており、LINE、電子掲示板での情報発信は1月末時点では0回でしたが、2月中に情報の発信はしております。

最後に⑦は計画にはなかったんですけども、令和7年10月1日の高知新聞の方に想いをかなえるノートの記事が掲載をされている状況です。今実際に啓発ができているところとできていないところがあるので、こちらにも取り組みはおおむね順調のB 評価としております。

次に中核機関が行う市民及び支援者向けの普及啓発についてですけれども、こちらは意思決定支援の研修を開催するようになっておりましたが、1月末時点では0回となっておりますので、取り組み評価はB としておりますが、2月11日にすでに実施はしているので最終評価はA になる予定です。

次に障がい福祉課と健康増進課が行う支援者向けの普及啓発のところですが、こちらは再掲になりますが、相談支援事業所事務連絡会で障害者虐待防止権利擁護研修を実施を1回して53名の方が参加しております。健康増進課の方は障害福祉課と同様に行っておりますので再掲とさせていただきます。計画通り進んでおりますのでA 評価としております。

次に別添1の資料の説明に移ります。こちらは冒頭でも説明したように重点的に実施していくことや新しい取組についてまとめたものとなります。別添1の資料の1ページ目をご覧ください。

(1)の普及促進(3)包括的な相談支援の体制の充実の二つを書いておりますが、この包括的な相談支援の体制の充実は相談窓口の周知についてとなっております。制度の啓発と相談窓口の周知は同じ内容で周知をしていくとしておりましたので、まとめて説明をさせていただきます。

基幹型の市民啓発の方では、啓発ツールを18,382部配布することができました。配布先については、右の表にあるとおり、さまざまところで周知することができました。各地域包括支援センターにはいきいき百歳体操の会場や認知症カフェなどの地域活動の場で啓発を行っておりますし、それに加えて、基幹型の方でも出前講座を開催しまし

た。

それから、前回の第1回審議会の際に、回覧板にも掲載することで、市民の方々の目に届くのではないかとのご意見をいただいておりますので、そのご意見を踏まえて回覧板でも回していただくようにしましたし、高齢者の方により多く届けられるように、敬老会の時期に民生委員の皆様にご協力いただき、啓発ツールの配布もしていただき、このように多くの部数を配布することができ、さまざまな方に見ていただく機会が増えたのではないかと考えております。実際に回覧板で制度のチラシをみて相談に来られた方もいらっしゃるかと聞いておりますので回覧板の効果は高かったのではないかと感じております。

次に、2ページ目のその2をご覧ください。こちらはあかるいまちの6月号に掲載した成年後見制度についての記事と高知市の基幹型のホームページに成年後見制度についてこのように掲載して啓発をしました。次に3ページ目をご覧ください。こちらは高知市の公式のLINEによる情報発信は1月末時点では0回となっております。もしかしたらご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、2月10日にLINEによる情報発信を既にしております。

次に⑤の高知市の電光掲示板での情報発信は1月末時点では0回ですが、既に掲載がされておりまして、昨日私が本庁にいったときにも地下の駐車場と本庁正面玄関の入り口にある電光掲示板に掲載されているのをみました。本庁に行かれる機会があればみていただけたらと思います。

次に6番のLico ネットによる情報発信ですけれども、こちらは1回すでに情報発信をしております。

次に4ページをご覧ください。支援者向けの普及啓発についてですけれども、2回こちらの研修会を実施しております。

ケアマネジャー向けの研修会については基幹型にいるケアプランセンターのケアマネさん19名に対して、成年後見制度についての説明や想いをかなえるノートについての啓発をしました。

もう一つは西病院に高齢者虐待と成年後見制度についての研修会を実施し、26名の方に参加していただきました。

次に5ページ目をご覧ください。こちらは中核機関の普及促進についてですけれども、こちらの表のとおり、税理士会と地域包括支援センターと共催して5回啓発活動を行っております。

次に6ページ目をご覧ください。成年後見制度の普及啓発ツールの作成ですけれども、こちらの啓発ツールを55,000部作成しております。

次に7ページ目です。成年後見制度の普及促進その3をご覧ください。こちらは弁護士会による普及啓発についてです。年間3回、成年後見制度の啓発を行っておりまして、成年後見、相続、遺言等に関する相談会を行われたり、高齢者や障害者を対象にした電話相談をしたり、地域包括支援センターに対しての法的助言を行うことをされております。

次に8ページ目の普及促進のその4をご覧ください。こちらは、行政書士会コスモスによる啓発活動についてです。個別の無料相談を通年実施されておりました、そのほかにも載せさせてもらっておりますが、成年後見制度についてのクリアファイルを作成され配布されております。それから成年後見制度も含めた無料相談会の開催も行っています。次に、司法書士会と社会福祉士会との啓発活動ですけれども、この2つの会が合同で、遺言と成年後見制度をテーマに、相談会の実施をしております。

9ページ目の(2)成年後見制度の利用支援その1をご覧ください。ここからは受任調整会議についてになります。受任調整会議は複合的な問題により後見人等の候補の選任が困難な場合及び市民後見人を選任する場合について、多職種で協議し、本人の状態に応じた適切な後見人等の候補の選任及び複数後見等の選任形態について、その適否を判断することを目的としております。

第1回目を1月末に開催をしております、参加者は、こちらに記載している方々に、参加をしていただきました。

続いて10ページをご覧ください。今回会議に諮った事例の内容ですけれども、高齢者の市長申立ての事例で、本人と子は分離中ですが、子から経済的虐待とネグレクトを受けており、成年後見制度の利用を支援中のケースでした。本人のみで見ると、後見人等の選任には迷うことはなかったですが、今後世帯の再統合を検討することや、恫喝等をしてくる子の対応等を考慮する必要があるため、後見人等の候補の選任に悩むケースであったので、今回受任調整会議に諮っております。会議で出た意見を抜粋させてもらっておりますが、後見人等が一人だと、子どもさんとかの支援をするには負担が大きいので、複数の対応が望ましいのではないかという意見だったり、再統合を進められると、後見人等としては少し苦しいというご意見であったり、本人と子は完全に分けて考えた方がいいのではないか、虐待の対応としては、子には地域包括支援センターも支援していく、後見人等の支援としては中核機関も支援をしていきます、などといった意見がございました。

協議の結果は、虐待事例であるということや、子の対応を鑑みると、法的な視点でお話ができそうな弁護士の方が候補としてどうかということや、複数での対応を考えると法人後見を行っている社会福祉協議会及び社会福祉士会に調整をしてはどうかということで、現在調整をしております。

11ページの権利擁護支援チームの自立支援その1をご覧ください。中核機関が行う後見人等の支援は、後見等業務を行っている後見人等の状況を把握して、市長申立てにより後見業務を行っている後見人等にアンケート調査を63名に実施しております。こちらのアンケートは2月13日を締め切りとして、現在集計中のところはあるんですけれども、中間報告をさせていただきます。

令和8年1月27日時点の集計結果となっております、63人中、アンケートの回答があった方は35名、未回答が21名、届かなかった方が7名となっております。アンケートで回答があった方のうち、困っていることがあると回答した方が11名、困っていないと答えた方が24名いらっしゃいました。

次に 12 ページに移ります。このアンケート結果ですけれども、困っていることがある後見人等の困りごとは、このような結果となっております、家族関係のことや関係機関との調整が困りごととして多く挙げられている状況でした。

13 ページに移りまして、後見人等の困りごとの主な意見というところですが、後見人等が困っていることで最も多かったのは家族関係で、次に関係機関との調整となっております。その内容としては、死後事務等において、家族の連絡先等が必要となるが、親族の連絡先が不明、虐待や親族間での対立により家族関係のトラブルがあるといったものでした。次に、資産の処分・管理、意思決定支援、今後の支援方針が困りごととして多くなっております。資産の処分・管理について困っていると回答があったのは、本人が所有している土地や家屋の処分に困っているという内容でした。意思決定支援や今後の支援方針に困っていると回答しているのは、家族がいなかったり、家族との関係性が希薄であるため、意思決定支援に困っていたり、支援方針に悩んでいるということが多かったです。その他の困りごととしては、市長申立ての際、基本的には二親等までの親族調査のみで申立てをするため、死後事務等に親族を把握するのに困難であるという内容や、高知市では市長申立てをしたものしか報酬助成が受けられないため、報酬助成対象の拡大を希望するといった意見がございました。

次に 14 ページをご覧ください。困りごとがあると回答した方のうち、中核機関に支援してもらいたいことを集計した結果が、このような状況となっております。

15 ページをご覧ください。中核機関に支援してもらいたい主な意見についてですが、中核機関に求められている支援について最も多くなっていることは、専門職や関係機関を交えた支援方針の検討が多くなっております。2 番目に多かったのはその他であり、内容としては市長申立ての親族調査に関することや、報酬助成の拡大規模のことであり、高知市の運営や政策についての意見でした。3 番目に多かったのは、家族・施設・近隣医療機関とのトラブルに対する支援を求めている後見人等が多かったです。そのほかの意見として、このようなアンケートがあることで、後見人等が相談できる機会があることが良いといった意見もありました。

次に 16 ページに移りまして、このようなアンケート結果を含めての今後の方向性についてなんですが、まず、専門職や関係機関を交えた支援方針の検討についてのところは、第二期計画の 4 つ目の権利擁護支援チームの自立支援にもありますように、中核機関が後見人等が抱えている困りごとの解決を図るために、権利擁護支援チームの形成を支援し、情報共有やケース会議をすることで後見人等が孤立しないように支援をしていくように考えております。もう一つ、権利擁護支援チームの形成の支援や中核機関だけでは解決できないようなものについては、中核機関が中心となって、重層的支援会議開催の相談を市の方にして、この重層的支援会議につなげていけるようにしたり、地域連携ネットワーク協議会を活用しながら、後見人等を支援していくことを考えております。

次に、親族の連絡先についてですが、市長申立ての案件については、現在、どのような情報を後見人等の皆様に情報提供するのか基幹型、障害福祉課、健康増進課のこの 3

課で、後見人等へ提供できる情報を統一するようしており、今現在、検討中でございます。それから令和7年7月7日から市長申立ての時に親族調査を行い、得た親族の住所や電話番号を後見人等に伝えることができるように、親族に同意を得るようしております。同意を得られた場合には後見人等へ伝えるというような運営をしておりますので、ある一定親族の方の連絡先というものはお伝えできるものと思います。それから、報酬助成の対象拡大についてですけれども、こちらも利用支援のところでも申し上げた内容と同様にはなりますが、国の第2期計画に係る中間報告の方で、厚生労働省の方は、市町村の成年後見制度の利用支援事業について、助成の対象や実績、課題を速やかに把握して、地域差を明らかにして、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘も踏まえ、国の安定的な財政支援や地域支援事業、地域生活支援事業の見直しを早期に検討すべきと報告されておりますので、今後も国の動向に留意をして、国の動向を踏まえた成年後見制度の利用支援の検討を行っていきたいと考えております。

17 ページをご覧ください。(5) 意思決定支援の普及促進 その1 についてです。市民向けの普及啓発は2,493部、想いをかなえるノートを配布することができております。配布先については、こちらの表にあるとおりですけれども、主には各地域包括支援センターの方がいきいき百歳体操会場や認知症カフェなどの地域活動の場で啓発をしておりますし、基幹型も地域共生社会推進課と合同で出前講座をしたり、市民フォーラムなどで配布しております。

次に18 ページをご覧ください。あかるいまちとホームページの掲載も行いノートの啓発を行いました。④高知市のLINEは、1月末時点では0回です。ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、2月10日に情報の発信はしております。⑤電子掲示板の方はまだできておりませんが、こちらも2月中に情報発信をする予定としております。

次に19 ページに移りまして、⑥Lico ネットによる情報発信も行っております。最後に⑦は計画にはなかったんですけれども、令和7年の10月1日の高知新聞の方に想いをかなえるノートの記事が掲載をしました。

想いをかなえるノートについても、あかるいまちに掲載されたときや新聞に掲載されたときには問合せの電話がよく合ったように感じておりますので、ある一定周知ができたのではないかと感じております。以上が令和7年度の中間報告です。

(西内委員長)

中間報告いただきましたので、このまま進めて行っても良いか確認を取っていきたいと思います。説明が非常にたくさんありましたので、いろいろ分からないこともあろうかと思っておりますので、「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の目標と具体的取組に対する実績」の基本目標の項目ごとに質問をお聞きするようになりたいと思います。まず「(1) 成年後見制度の普及促進」について、様々な形で広報していただいていることがわかりましたけれども、この内容についてご質問・ご意見がある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

(山岡委員)

私は主に普及活動を担っておりまして、先日も高知市ではないんですけども、職員や一般の方向けに後見制度の研修をしました。体感と提言なんですけど、皆さんは、制度の名前とある程度のイメージはついている。これが認知度が示している数字の部分だだと思います。これはまずいなと感じたのが、やるのは大変そう、やってみると更に悪くなってしまいそうと非常にイメージが悪い。確かにそういう側面があることを否定はできないんですけど、最近、力点を置いているのが、そういうものではないと正しく理解してもらおうこと。アンケートで疑問が氷解された、イメージが180度変わったという意見あり、もともとのイメージは相当悪かったんだろうと感じる。ただ知っている、普及している、認知が上がっているだけでは、逆の側面が働いているとの体感を抱いているところですので、とりあえず知ってもらおうという側面ではなく、どう知ってもらおう、どう繋げていくかという部分にシフトチェンジしていくことも視野に入れたいといけなさと感じたところです。

(西内委員長)

ちなみに事務局の方では、普及促進するなかで成年後見制度の印象・反応をどう捉えていますか。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

私も出前講座に出向いて、実際に市民の方々に対してお話をさせてもらいましたが、その時、この制度がちょっと難しいと言われる方がいたり、山岡委員が言われたように悪いイメージがあったり、自分のお金の管理を誰かに管理してもらうことに不安があるといったような印象があることについて、アンケートや直接意見としていただいたことがありました。

(西内委員長)

この制度自体、市役所や中核機関だけがやるのではなく、専門職団体を含めていろんな形で普及に取り組むということが必要かと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

(利谷委員)

高知市公式 LINE の登録者はどれくらいでしょうか。高知市家族連合会で家族を対象にした普及啓発を1回実施したと報告がありましたが参加人数を教えてくださいたいです。

(基幹型地域包括支援センター 宮川)

高知市公式 LINE の正確な登録者数は把握できていませんが、少し前に2万人が登録されているとの情報があったと思います。

(健康増進課 喜多)

高知市家族連合会には20名ぐらいの参加があったと思います。

(利谷委員)

ありがとうございます。高知市の公式LINEについて、2万人も登録されているということは、啓発としてすごい良いのではないかと感じました。

(西内委員長)

引き続き、普及促進に取り組んでいただければと思います。続きまして「(2) 成年後見制度の利用支援」についていかがでしょうか。

(土居委員)

新たな担い手の参画という部分で、市民後見人の活躍を是非お願いしたいところがあります。市長申立ての事例で、市民後見人の活用を検討したが、市民後見人の活躍の機会の創出には至らなかったとありますが、至らなかった理由は何故か詳しくお聞きしたいです。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

この市長申立てした案件は高齢者の市長申立て案件でした。この案件は、虐待案件や基本的に問題があるケースではなかったため、市民後見人の受任案件としてどうか検討しましたが、市民後見人の要請であったり、フォローアップの体制のところ少し課題があるというところで、いざ市民後見人が後見人等業務を行うとなると、少し不安である等の意見があり、今回は市民後見人の活用はできませんでした。このこともあり、専門職と市民後見人による複数後見を検討して、市民後見人の活躍の場を作っていきたいと考えております。

(土居委員)

市民後見人の講座もやっておられるところなので、是非、専門家と一緒に、質を上げてあげていただきながら、市民後見人の活用の広がりを検討していただけたらいいなと思っていますところでは。

(山岡委員)

私も市民後見人の養成研修を担当させていただいて、面々としては意欲的で能力もある非常に頼もしい方がいると思うので、是非、市民後見人の活用をしていただきたいと思うんですけども、今、浅野さんから説明があったのはフォロー体制が上手くいっていないということでありましたが、募集自体は上手くいっているのでしょうか。どこが推して然るべきだとお考えでしょうか。

(中核機関 中村)

市民後見人材バンクは高知市社会福祉協議会が管理しておりますので、お答えさせていただきます。現状、養成講座は令和5年以降できていないところがあります。ただ、国の第二期計画の方では県が主体となり、担い手を作っていくこととなっております。今、県と養成講座をどのように今後やっていくかというところで打ち合わせをしております。令和8年度は高知県広域、東部の方で養成講座を開催していくようになっております。ただ、高知市の人材バンク登録者の方も、年々高齢化してきているところもございます。それから、私たちが養成講座を始めた時には、先程の普及促進じゃないですが、とにかく担い手を担っていただきたいというところで、かなりの人数の方が押し寄せるような講座をやっておりましたので、人気はあったと思います。実際に後見人を担うとなってくると、結構責任を感じたりとか、後見監督人としてかなり支援をしていただきたいというような意見もあります。今、現状19名登録されている方の中で、実際に受任可能とおっしゃられている方が2名ぐらいの状態ですので、養成講座自体の質も踏まえて、今後、市民後見人の要請を進めていかないといけないと考えております。

(山岡委員)

中村さんがおっしゃるとおりで、私も同感なんですけれども、いかに若い人に関心を持ってもらうかということが大切で、高齢の方ばかりだと家庭裁判所の方から選任されない可能性もあります。不安を取り除く作業が必要だということですけど、研修を使っていたきたいと思います。

(田中委員)

先程、市民後見人の関係で養成がなかなか大変とあったんですけども、最近いろいろな会でお聞きするのは、いきなり市民後見人は難しいから、例えば日常生活自立支援事業の支援員といったいくつかのステップを踏み、活動に慣れてもらったら市民後見人になってもらうという話をよくお聞きするんですが、その面では進んでるのかお聞きしたいです。

(中核機関 中村)

高知市社会福祉協議会で、人材バンク登録者の方から希望者の方を市民後見メイトという形でパート雇用をさせていただきまして、当法人が法人後見で担っている方の後見業務を一緒にやっていただき経験を積んでいただいて、その方に市民後見人としてその法人後見のケースを移行していくという形の仕組みを作ってます。令和7年度に新たに一名、市民後見人に後見業務を交代したという形になっております。

(溝渕委員)

感想になりますが、円滑な市長申立ての実施というところで、以前は21件や19件のところが今年度は30件まで件数が上がっているというところで、市長申立てをされる

方は結構複雑なケースの方が多いかと思われるんですけども、結局、そういうケースが増加してきて、市長申立てが増えているのかなど。複雑なケースがだんだんと増加しているのが実態として見えるのかなと思います。本当にこのような申立てをしてくださる方たちの大変さが身に染みて分かります。

(西内委員長)

受任調整会議もやってみたということですので、見通しを踏まえながら計画を進めていただければと思います。続いて、「(3) 包括的な相談支援体制の充実」についてはいかがでしょうか。

(窪内委員)

相談窓口の周知のところで、特別支援学校の進路相談会等の相談窓口の周知とあるんですが、年間どれくらい実施され、どの程度反響があったかお伺いしたいです。

(障がい福祉課 坂本)

特別支援学校の進路相談会の件ですが、進路相談会も学校毎に随時行われているところがあり、今年度の件数は持ち合わせがありません。成年後見制度に特化したというところでは、学校では対象者が未成年というところもあるので、地域での相談窓口について周知・啓発させていただいております。もちろん、学校の生徒もそうなんですが、特別支援学校の先生の中でも、なかなか障がい制度が難しく、よく分からないというご意見をいただくので、そういったところに繋がっていただき、研修のところでも意思決定支援と成年後見のところは相談員さんの方と障害者相談センターの方に周知しておりますので、そこにしっかり繋がって必要とされるところに、成年後見制度も繋がっていただくための支援、そういったところを教えていただくように、障がい福祉課の方で今進めているところです。

(西内委員長)

引き続き相談会等での普及促進もお願いいたします。続きまして、「(4) 権利擁護支援チームの自立支援」についていかがでしょうか。

(山岡委員)

地域連携ネットワーク協議会について、ニーズとしては必要だと思っておりますが開催が0回となっており、ニーズがないのか、何か障壁となるような事情があったのでしょうか。

(基幹型地域包括支援センター 宮川)

地域連携ネットワーク協議会は本日開催させていただくようになっておりまして、この資料につきましては1月末時点での回数になっておりますので0回となっております。今日の回数を入れまして年度末までには1回という数字が入っていくということに

なります。

(西内委員長)

最後、「(5) 意思決定の普及促進」についてになりますが、こちらはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。中間報告ですので、年度末に向けて増えていくものもございましたし、令和9年度に向けて色々な取り組みを進めていただければと思います。また、課題が生じた時には審議会にあげていただき、委員の皆様から助言や意見をいただくようにしたいと思います。それでは提案どおり中間報告に基づいて計画を進めていただくということで、この議題については承認いただいたということで進めていきたいと思っております。それでは、次第3の「想いをかなえるノート」について、事務局から説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

想いをかなえるノートですが、以前作成していたものから少し変更点がございまして、報告程度にはなりますが説明をさせていただきます。まず、表紙が変更となりました。以前の表紙は令和7年度といった年度の記載がありましたが、利用者や支援者が記載されている年度しか使えないのではないかというイメージを抱いてしまうというところで、年度記載を削除するとともに表紙のデザインも変更しました。次に8ページ目をご覧ください。マイナンバーカードの項目を追加しました。マイナンバーカードを使われる方が多くなってきているため、こちらの項目を追加させていただいております。次に10ページ目をご覧ください。「判断能力が低下した時は」という項目があると思いますが、こちらの説明部分を少し簡略化させていただきました。これに加えて、13ページから14ページに成年後見マップやこの他に使える制度などがありますので、そちらに活用できるものがありますという文言を入れました。次に14ページですが、成年後見マップの右下に「必ずしもマップのとおりに進むわけではありません」と注意書きを追加しております。

(西内委員長)

制度の説明も成年後見マップのところに入れていただいたとのことでしたので、少し見やすくなったかと思っております。委員の皆様よろしいでしょうか。個人的には見やすくなっていますし、ノートをイメージする表紙になっておりますので、目につきやすい形になってるかなというふうに思います。また配布されていくなかで、委員の皆様の目に届くこともあると思っておりますので、気がついた点がありましたら、事務局の方に伝えていただくようお願いいたします。予定していました議題は以上になります。委員の皆様から何か他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第2回高知市成年後見制度利用促進審議会を終わりにしたいと思います。委員の皆様、どうもありがとうございました。事務局の方にお返しいたします。

(基幹型地域包括支援センター 武正)

以上をもちまして、令和7年度第2回成年後見制度利用促進審議会を終了いたします。

【終了】